

定例監査の結果

1 監査の期間

令和5年1月24日から令和5年2月9日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

交流共創部 観光文化振興課、スポーツ振興課

(2) 対象期間

令和4年4月1日から令和4年12月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において重点項目とした現金収納に係る事務処理について、西尾市予算決算会計規則等の規定に基づき適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 観光文化振興課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由の記載がないものがあった

他、不明確なものが散見された。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(イ) 50万円を超える契約において、予定価格書を作成していないものや、予定価格書を封かんしていないものがあった。【契約規則第13条】

(ウ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等及び作業場所に関する届の提出がないものが散見された。

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条、第4条】

(エ) 契約書で定められた収入印紙の費用負担について、過誤納付したものがあった。

【文化会館用地売買契約書第9条】

イ 文書取扱事務において、起案文書を文書管理システムに登録していないものがあった。【文書取扱規程第18条】

(2) スポーツ振興課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものが散見された他、契約保証金の納付免除の根拠条文の記載がないものがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、契約規則第31条】

(イ) 業務委託契約において、個人情報の取扱いがあるにもかかわらず、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を添付せずに契約しているものがあった。

【契約規則第27条第1項第9号】

(ウ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等及び作業場所に関する届の提出がないものがあった。

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条、第4条】

(エ) 請書において、収入印紙の貼付もれがあった。

【印紙税法】

イ 個人情報の管理において、保管する必要のない個人番号カードや個人番号通知カードの写しが保管されていた。

【個人情報保護条例第7条の2】

ウ 公印の使用において、決裁文書を公印保管者に提示せずに使用しているものや、公印使用簿に記入せずに使用しているものが散見された。

【教育委員会公印規則第8条】

エ 教育委員会共催等名義使用承認事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 名義使用承認申請書等について、特別の理由がないにもかかわらず、当該事業開催日の60日前までに提出されていないものが散見された。

【教育委員会共催等名義使用承認及び教育委員会賞交付に関する取扱要綱第4条】

(イ) 事業実施報告書について、参加料を徴収している事業であるにもかかわらず、収支が分かる書類を添付していないものが散見された。

【同 第7条】

オ スポーツ競技全国大会等出場激励費交付事務において、実績報告書の提出がないものが散見された。

【スポーツ競技全国大会等出場激励費交付要綱第7条】

カ 児童生徒の参加するスポーツ大会へ配慮する看護師等の謝礼について、大会終了後14日以内に実施届の提出がないにもかかわらず、支払われているものがあった。

【児童生徒の参加するスポーツ大会へ配慮する看護師等の謝礼の基準第3条】

キ 文書取扱事務において、起案文書を文書管理システムに登録していないものがあった。

【文書取扱規程第18条】